

## 「(仮称) 球磨村風力発電事業環境影響評価準備書」 に係る熊本県知事意見

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

### 【全体事項】

- (1) 球磨村の中学生を対象にしたアンケート（令和5年（2023年）8月実施）では、「大人になったとき、球磨村がどんな『むら』になっていたら良いと思うか」の問い合わせに対し、「山や川などの自然が豊かで美しい景色のむら」との回答が最上位となっている。この結果も踏まえ、「球磨村復興計画」の後期計画に当たる「第6次球磨村総合計画後期基本計画」が策定されている。事業の実施に当たっては、このアンケート結果及び計画等を踏まえ、環境の保全に努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、事業計画並びに動物、植物及び生態系に関する情報について、地域住民及び関係自治体に対して情報公開又は説明等を行い、地域住民及び関係自治体の理解が得られるよう努めること。
- (3) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念される事業については、当該事業の事業者との積極的な情報共有に努めること。
- また、当該事業の事業者から得た情報により、施設の稼働に伴う騒音、動物（鳥類）等累積的な影響が懸念される評価項目について、再度予測及び評価を実施する必要がないか、また、当該項目について事後調査の調査時期、回数及び地点を追加する必要がないか検討すること。

### 【大気環境】

#### ＜騒音＞

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音については、対象事業実施区域周辺の住宅等の近傍の地点における予測結果を環境基準のC類型との比較により評価しているが、現況の騒音の状況は相当低いレベルとなっており、事業の実施による影響が懸念される。
- そのため、当該地点の騒音については、現況の騒音レベルを踏まえ、例えばB類型の基準との比較により評価するとともに、本事業に伴う影響が認められた場合には、必要な環境保全措置を講じること。
- (2) 騒音の環境基準における昼間の時間帯は午前6時から午後10時までと長いため、特に早朝に工事用資材等の搬出入を行う場合、地域住民等に対する騒音の影響が懸念される。
- そのため、事業の具体的な計画の検討に当たっては、早朝における搬出入について、地域住民等への影響を低減するよう検討すること。

## [水環境]

### <水質>

- (1) 水の濁りに係る環境保全措置として検討している沈砂池の設計に当たっては、通常の降雨に加え、例えば1時間当たり 100mm を超える降雨も考慮するなど、各沈砂池から流出する排水が河川や水路に到達しない容量及び深さを検討し、発生する濁水の抑制に努めること。

## [生態系]

### <動物>

- (1) キツツキ科の鳥類のうち、アカゲラは九州には通常生息していないと考えられているが、四季の調査のすべてで確認されている。一方、オオアカゲラは留鳥として生息しているが、確認されていない調査時期がある。これらの調査結果について確認を行い、必要に応じて修正すること。
- (2) 鳥類の風力発電機への衝突確率の予測結果は不確実性が高いため、事後調査の実施に当たっては以下の点に留意し、事業によるバードストライク等の影響が認められた場合は、追加の環境保全措置を検討すること。
- ①対象事業実施区域及びその周辺にはクマタカのペアが生息しているため、高利用域の変化などを含めた生息状況について、調査すること。
  - ②秋の渡りの時期の調査の結果、複数種の猛禽類が対象事業実施区域及びその周辺を通過しているため、当該時期において重点的に調査すること。
  - ③小型の鳥類は夜間に渡りをすることから、肉食動物の捕食等による調査の不確実性を低減するため、死骸・病傷個体の確認を早朝に行うなど、夜間の衝突についても確認に努めること。
- (3) 事業による管理用道路等の整備に伴い、ニホンジカの生息域の拡大による食害の規模の拡大が懸念されるため、工事実施後の植生への影響について関係機関と協議を行うとともに、継続的に植生の回復を図ること。
- (4) 事業の実施に当たっては、道路法面の緑化に際し、シカを誘引しない植栽種を選定するなど、ニホンジカの食害による生態系への影響を回避又は低減する対策等を十分に検討するとともに、その検討結果について、可能な限り評価書に記載すること。
- (5) 対象事業実施区域の大半は譲葉鳥獣保護区に位置することから、事業実施に当たっては、同保護区内において保護が必要な動物の生息等が確認された場合は、その生息域等の環境の保全に努めること。
- また、改変区域や県境部を含めた移動経路の連続性について検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、連続性が維持されるよう環境保全措置を講じること。

### <植物>

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺ではエビネ属等が確認されており、水環境の変化による生育環境の影響が懸念される。
- そのため、工事の実施に当たっては、既存の流路に排水するなど、可能

な限りの措置を講じること。

- (2) 一般的にラン科植物の移植について、明確な方法が確立されてないことから、改変区域内で確認されたエビネ属の移植に当たっては、専門家の意見を聴くなどにより移植時期や移植先等の移植方法について検討すること。